

参考資料

令和元年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 51 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例…………… 1

<議案第 51 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第5条の2 法第42条の2第5項、<u>第78条の2第6項</u>及び第78条の4第6項（法第78条の12において準用する場合を含む。）に規定する事務を執り行うため、及び法第115条の46に規定する地域包括支援センターの運営に関し公正及び中立な運営を確保し、その円滑かつ適正な実施を図るため、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>（保険料率）</p> <p>第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,770円</u>とする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第5条の2 法第42条の2第5項、<u>第78条の2第7項</u>及び第78条の4第6項（法第78条の12において準用する場合を含む。）に規定する事務を執り行うため、及び法第115条の46に規定する地域包括支援センターの運営に関し公正及び中立な運営を確保し、その円滑かつ適正な実施を図るため、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>（保険料率）</p> <p>第10条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（<u>法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。</u>）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,810円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,810円」とあるのは、「47,300円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての</p>

第24条 前4条の規定による過料の額は、情状により市長が定める。

- 2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「29,810円」とあるのは、「57,630円」と読み替えるものとする。

第24条 第20条から前条までの規定による過料の額は、情状により市長が定める。

- 2 第20条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

**令和元年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

令和元年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091